

**福島県産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業**  
**補助金**

**令和２年度募集要領**

事業申請書受付期間：令和２年３月２日（月）～４月１０日（金）１７：００必着

申請をお考えの方は、事前にお問い合わせください。

※本公募は令和２年度当初予算の成立を前提としています。予算成立状況により、内容に変更が生じる場合があります。

**福島県**

商工労働部 産業創出課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電 話：024-521-8286

F A X：024-521-7932

# I. 制度の概要

## 1 趣旨

県は、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（以下、「研究所」という。）と連携し、再生可能エネルギー等の技術に関する研究開発を行う県内の事業者に対し、補助金を交付します。

## 2 対象事業

(1) 対象事業は、下表に掲げる再生可能エネルギー等技術分野の研究開発とします。

分野	内容
創エネルギー技術	太陽光、風力、地熱、太陽熱、温度差熱等に関連する技術
蓄エネルギー技術	水素等に関連する技術
スマートコミュニティ 関連技術	エネルギーマネジメントシステム等スマートコミュニティに 関連する技術

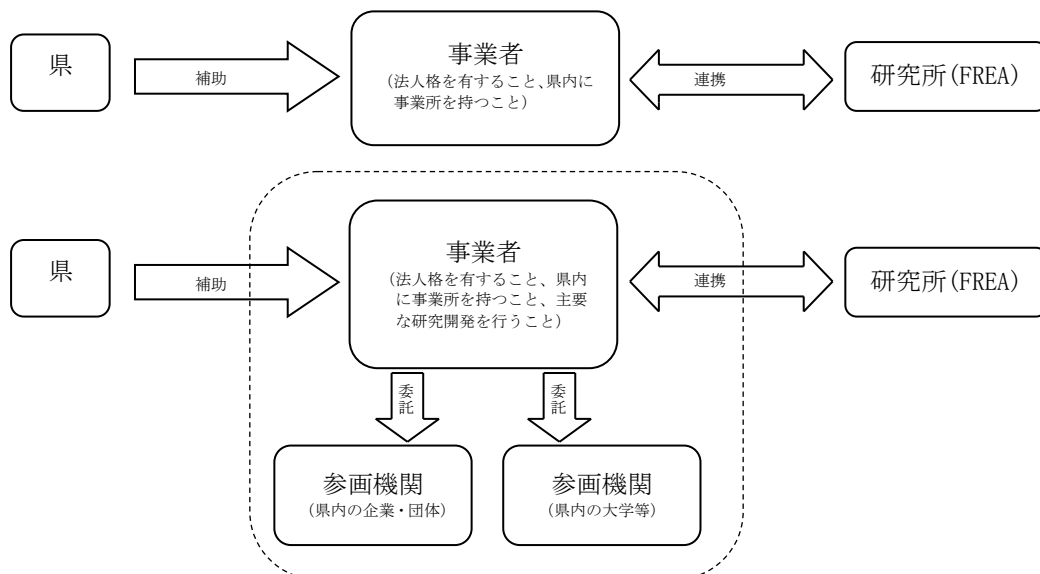
(2) 対象事業は、次に掲げる事項をすべて満たさなければなりません。

ア 研究所と連携して行う研究開発であること。

イ 対象となる事業について、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。

## 3 対象者

(1) 対象者は、県内事業者で、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者です。その他の者（参画機関）と共同で事業を実施する場合、参画機関は県内に所在していることが必要です。なお、研究開発の主要な部分を、代表となる事業者が県内で実施することが必要です。



- (2) 対象者は、次に掲げる事項をすべて満たさなければなりません。
- ア 補助事業を的確に遂行するため、必要な技術的能力を有すること。
  - イ 補助事業を的確に遂行するため、十分な開発体制が構築されていること。
  - ウ 補助事業を的確に遂行するため、対象となる研究開発から事業化まで一貫してプロジェクト・マネジメントを行うための十分な管理体制が構築されていること。
  - エ 対象経費のうち自己資金の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
  - オ いわゆる反社会的勢力に該当しないこと。

#### 4 研究所との連携

研究所との連携については、以下のいずれかを満たす必要があります。

- ア 「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」など研究所との共同研究の対象となっている事業。
- イ 共同研究ではないが、事業内容について研究所が支援可能と認められる内容の事業。

#### 5 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、次のとおりとします。

補助対象経費

経費区分	内 容
備品費	機械設備の購入、試作、改良、据付又は修繕に要する経費
消耗品費	原材料費及び消耗品費
旅 費	担当者旅費及び技術指導者旅費
報償費	技術指導を受ける際に要する謝金（ただし、研究所員への謝金は対象外）
外注費及び委託費	外注加工、委託分析、大学研究者への研究委託等に要する経費
通信運搬費	通信費、運搬費
借料及び損料	機械装置等の借用費
補助員人件費	業務補助等を行う補助員（アルバイト等）の賃金

- (2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、補助対象経費から除きます。

- ア 他からの転用が可能と認められる機械設備等
- イ 対象となる研究開発の終了後、当該研究開発に係る事業以外に容易に転用が可能と認められる機械設備等

- ウ 使用実績の把握が困難な材料等
- エ 補助金の交付決定日より前に執行した経費
- オ 補助金の交付決定日の属する年度の2月26日までに支払いが完了しない経費（全ての経費区分で、令和3年2月26日までに支払いできない経費は、補助金の対象となりません。）
- カ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

## 6 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月26日までとします。

## 7 状況報告・中間検査

知事は、概ね補助事業期間の中間時期に、中間検査の実施又は事業実施状況報告書による進捗状況の報告を求めることがあります。

## 8 権利の帰属

補助事業の実施により得られた特許その他の産業財産権、著作権等（以下、「産業財産権等」という。）の権利は、補助事業者（補助金交付先）に帰属するものとします。

## 9 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表など

補助事業者は、事業が完了した日から10日以内に事業実績報告書を提出しなければなりません。なお、補助事業終了後、事業化状況報告書を提出していただく場合があります。

また、研究開発の成果を発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途お知らせします。

## 10 補助金の額、補助率等

補助金の額及び補助率は、次のとおりです。

補助額	補助率
10,000千円以内	2/3以内 (千円未満切り捨て)

### 11 採択件数

2件程度を予定しています。

### 12 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（見積書、納品書、請求書、領収書等）を年度末に確認し、補助金を支払います。事業者と参画機関とからなる団体の場合は、事業者以外の参画機関分についても確認する場合があります。

### 13 収益納付

補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合には、その収益の一部を県に納付していただくことがあります（納付額は補助金額以下）。

## 1 4 補助事業者の義務

補助事業者は、補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表並びに収益納付の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 本補助金制度は、開発成果が商品となり、販売等によって普及することにより、政策的効果を発揮するものです。このため、実証研究終了後、直ちに成果の事業化に努めなければなりません。
- (2) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容に変更が生じる場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、届出をしなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。知事が別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）。また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

## 1 5 選定方法

- (1) 県が設置する福島県産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業審査会（以下「審査会」といいます。）において書面審査及び申請者によるプレゼンテーション審査を行い、選定します。
- (2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書作成とプレゼンテーションの際に御留意ください。

### ア 技術の向上

本事業を実施することにより、再生可能エネルギー等に関する技術が高まることが見込まれるか。

### イ 研究所との連携

技術支援など、研究所との効果的な連携が見込まれるか。

### ウ 計画性

本事業を執行する上で十分な財政基盤を有するか。また、参画機関がある場合、連携体制が適切と認められるか。

### エ 事業の効果

本事業で得られる技術成果は、福島県の再生可能エネルギー関連産業への参入・集積の促進に貢献することが見込まれるか。

## 1 6 スケジュール（予定）※変更する場合があります。

3月2日（月）～4月10日（金） 申請受付期間

4月中旬 審査会（書面審査、申請者によるプレゼンテーション）

4月下旬 審査結果（採択又は不採択）について、申請者あてに通知  
5月上旬 交付決定、補助事業開始

17 本事業に関する問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8286

FAX 024-521-7932

電子メール saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

## Ⅱ. 申請に必要な書類等

### 1 提出先

福島県商工労働部産業創出課 〒960-8670（県庁専用郵便番号）  
福島市杉妻町2-16

### 2 提出部数

正本1部・副本8部（A4版両面）

（※パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください）

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

### 3 提出書類

提出書類
ア) 福島県産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業補助金交付申請書（様式第1号）
イ) 福島県産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業計画書（様式第1号の別紙1）
1 事業者の概要
1-1 申請者の概要（企業、団体等）
1-2 参画機関の概要（企業、団体等）
2 申請する事業の内容
3 産総研との連携内容
4 分担内容
5 スケジュール
6 事業概念図
7 収支計画（申請年度）
7-1 申請者
7-2 参画機関
8 収支・財務状況（直近3期分）
9 添付書類
(1) 組織概要
(2) 法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し
(3) 申請日の直近2期分（決算期間が半年の場合には3期分、創業後間もない企業は創業後のものをすべて）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の写し
(4) 地域経済牽引事業計画の承認書及び収受印押印済みの承認申請書 （申請時点で承認を受けていない場合は、後日提出可。ただし、交付決定は同計画の承認後となります。）
(5) その他
ウ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の別紙2）
エ) 役員一覧（様式第1号の別紙3）

※イ) 9「添付書類」及びエ「役員一覧」は、すべての参画機関も提出してください。